

群馬県畜産堆肥活用推進モデル事業費補助金交付要綱

制 定 令和6年4月2日 農第30790-2号

第1 趣 旨

農業事務所長（以下「所長」という。）は、畜産堆肥活用推進モデル事業実施要領（令和6年4月2日付け農第30790-1号、以下「要領」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 補助対象経費及び補助率

第1に規定する補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

第3 補助金の交付申請

規則第4条の規定に基づき補助金の交付を受けようとする者は、別記様式第1号の補助金交付申請書1部を所長に提出しなければならない。

2 所長が交付の決定をするときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の遂行において実施要領第4の7に掲げる者（以下「暴力団等」という。）から不当な要求行為を受けたときは、補助事業者は所長に報告し、警察に通報すること
- (2) その他、所長が必要と認める条件

3 前項の間接補助金は、暴力団等に交付しないものとする。

4 間接補助事業者が暴力団等であることを知ったときは、補助事業者は間接補助金の交付を取り消すものとする。

5 間接補助事業者が暴力団員等から不当な要求行為を受けたことを知ったときは、補助事業者は所長に報告し、警察に通報するものとする。

第4 変更承認申請

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者等」という。）は、規則第9条第1項第1号の規定に基づく経費の配分又は事業内容の変更について所長の承認を受けようとする場合は、別記様式第2号の計画変更承認申請書1部を所長に提出しなければならない。

第5 軽微な変更

規則第9条第1項第1号の所長があらかじめ認める軽微な変更は、申請書の記載事項につき別表の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

第6 指示申請

補助事業者等が規則第9条第2項の規定により所長の指示を求める場合は、補助事業が予定の期間内に完了しない理由、又は補助事業の遂行が困難となった理由を記載した、別記様式第3号の指示申請書1部を所長に提出しなければならない。

第7 状況報告

補助事業者等は、規則第10条の規定に基づき補助金交付決定に係る年度の12月31日現在における遂行状況を別記様式第4号により作成し、別途所長が定める日までに1部を所長に提出しなければならない。

なお、第8に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

第8 概算払

補助事業者等は、規則第7条第2項の規定による補助金の概算払いを受けようとするときは、別記様式第5号の概算払請求書1部を所長に提出するものとする。

第9 実績報告

補助事業者等は、規則第11条の規定より実績報告をしようとするときは、別記様式第1号の実績報告書1部を所長に提出するものとし、その提出の期日は、原則として補助事業完了後2か月又は翌年度の4月30日のいずれか早い日とするが、所長が別に指定したときは、指定日までとする。

第10 その他

規則及びこの要綱に定めることのほか、補助事業等の遂行に関し、必要な事項は、所長が指示するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月2日から適用する。

(別表) 畜産堆肥活用推進モデル事業

補助対象 経費	補助率	補助金 上限額	重要な変更
本事業を実施 するため必要 な施設・農業 機械の購入経 費又は市町村 が補助する場 合における当 該補助に要す る経費	2分の1以内	(個人・法人) 1,000万円 (団体等) 2,000万円	1 事業の追加・取り止め 2 事業実施主体の変更 3 補助金額の増加又は 30%を超える 減少